

屋外広告物の更新手続きにおける有資格者点検の実施について(R4.10.1～)

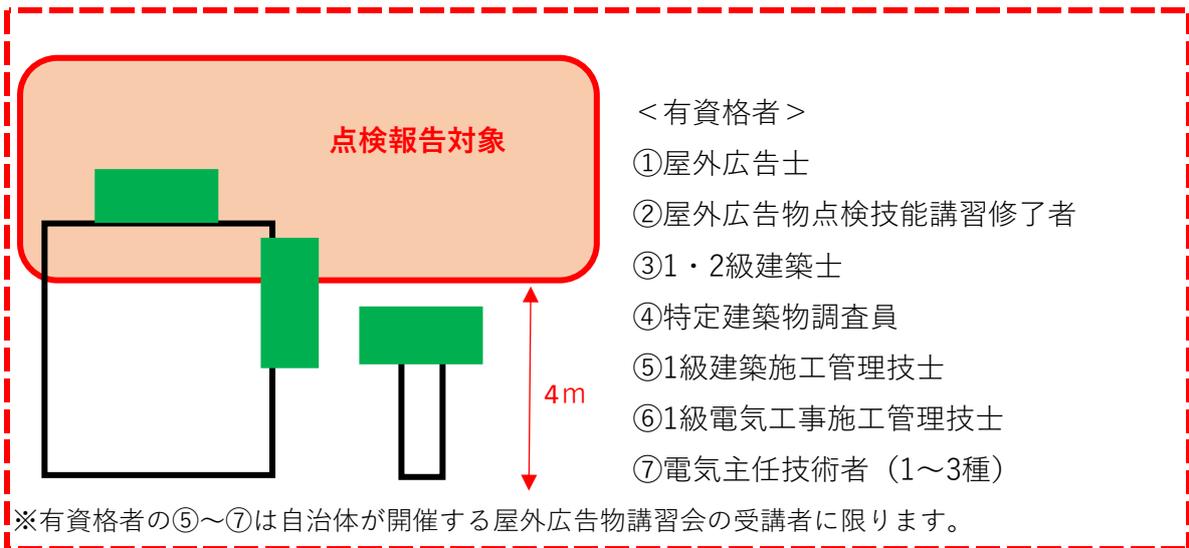
1 概要

岡山県では、屋外広告物の落下事故防止のため、令和3年10月1日より対象物件の有資格者点検を義務付けする条例改正を行いました。この改正により、令和4年9月30日までは経過措置として従来の自己点検により更新申請ができますが、有資格者点検の報告が更新申請の際には必要になります。

2 対象物件

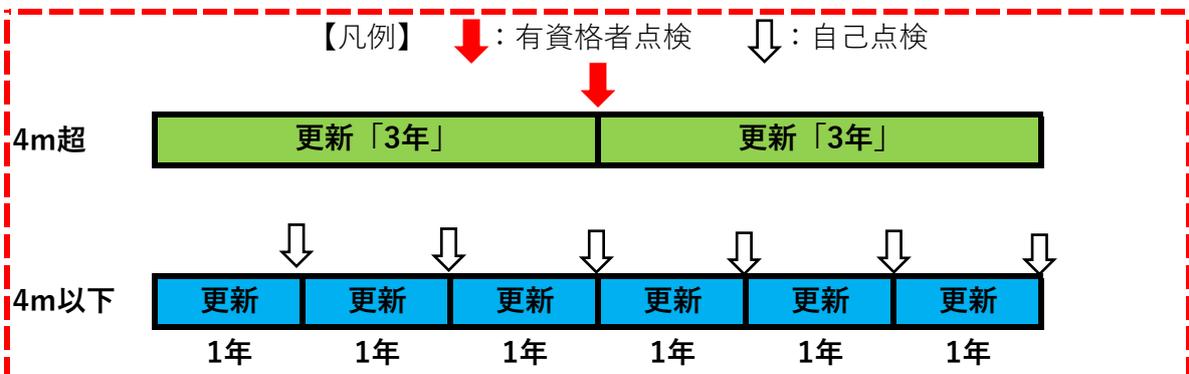
更新時に上端が地上から4mを超える屋外広告物に有資格者点検が義務付けられます。

※対象外：①建築物の壁面に直接塗装されたもの ②許可期間が1月以内のもの
③はり紙及びはり札等



3 許可期間

更新時に有資格者点検を実施した物件は3年になります。



【必要書類】

- ・4m超の次回の更新申請時 → 「有資格者点検結果報告書」
- ・4m以下の次回の更新申請時 → 「自己点検結果報告書」

※自主的に有資格者点検を実施することにより、許可期間を3年に伸ばすことができます。

4 施行時期

- ・ R3.10.1
更新時の有資格者点検の義務化（経過措置 1 年間）
- ・ R4.10.1
更新時の有資格者点検の義務化を完全施行

5 留意事項

- ・ 点検実施期間は更新の申請前**3ヶ月以内**になります。
- ・ 有資格者点検は、国が示した指針により実施してください。
指針：「屋外広告物の安全点検に関する指針（案）」
- ・ 許可期間が3年の物件は、1年に1回以上**自己点検**を実施し、その結果を次回更新時まで保管してください。
- ・ 許可手数料の改定はありません。
- ・ 岡山市、倉敷市とは経過措置期間が異なりますので、ご注意ください。